

「平成21年度東京都新保証付融資制度」のお知らせ

《しんくみパートナーズ部分保証型融資》

～ 東京都と地域の金融機関とが連携した保証付融資制度～

東京都では、高い技術力や優れたビジネスプラン等を持っているにもかかわらず、当面の事業継続に必要な運転資金等の確保にお悩みになられている中小企業の皆さまの資金繰りを支援するため、地域の金融機関と連携した東京都独自の保証付融資制度を実施しています。

本融資制度は、既に融資のお取引のある取扱金融機関を通じて、申し込むことができます。

ご利用になれる方

次の条件を全て満たす方がご利用いただけます。

- ・都内に事業所（住居）があり、保証対象となる業種（※）を営んでいる。
- ・事業税又は法人税（個人については所得税）を納付している。
(ただし、申告をしていて、課税額がないもの等は融資対象となります。)
- ・当該事業を営むために許可等を必要とする業種は、当該許可等を受けている。
- ・取扱金融機関と、一定期間取引を継続している。
(事業性資金に関する融資残高が1年以上あり、債務の履行遅滞がないこと。)
- ・申込時満20才以上65才以下の個人事業者
- ・同一事業を2年以上営み、1期以上の確定申告を行っている。
- ・取扱金融機関との預金口座開設後、1年以上経過している。
- ・取扱金融機関の審査基準を満たし、保証機関の保証が得られる。
- ・その他、全国しんくみ保証株式会社の定める条件を満たす先である。

※農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）の業種以外の業種になります。

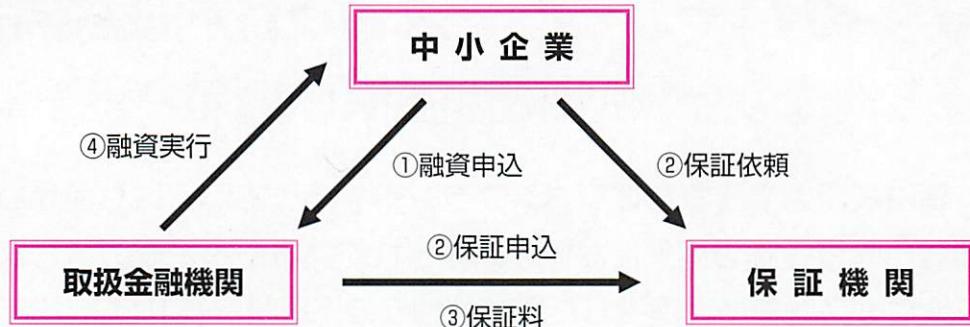
なお、風俗関連営業等は対象外になります。

※ 取扱金融機関及び保証機関の審査があります。

融資条件等の詳細については、裏面をご覧ください。

融資実行までの流れ

融資取引のある取扱金融機関に申込みます。
(本制度の融資を申込みできるのはお取引のある1金融機関のみです。)



◆ご利用の手順 【※①から④は上記の①から④に対応】

- ①中小企業は、取扱金融機関に対して融資の申込みをします。
- ②取扱金融機関は、審査の上、保証機関に対して保証の申込みをします。
中小企業は、保証機関に対して保証依頼します。
- ③取扱金融機関が中小企業から保証料の支払を受け、保証機関に支払います。
- ④取扱金融機関は、中小企業に対して融資を実行します。

※必要書類など詳しい内容は下記のホームページでご確認下さい。

◆融資条件

| 融資名称 | しんくみパートナーズ部分保証型融資 |
|-----------|--|
| 保証機関 | 全国しんくみ保証株式会社 ※再保証会社：株式会社オリエントコーポレーション |
| 資金用途 | 運転資金・設備資金 |
| 融資限度額 | 50万円以上500万円以内 |
| 融資期間 | 5年以内（据置期間なし） |
| 返済方法 | 元利均等分割返済又は元金均等分割返済（ともに、据置期間はありません。） |
| 融資利率(年) | 【固定金利】融資期間により異なり、融資時の金利が完済まで適用されます。 融資期間 3年以内：2.4%以内、3年超5年以内：2.6%以内 |
| 連帯保証人 | 原則として不要です。ただし、保証機関が必要と認めた場合には連帯保証人が必要となります。 |
| 物的担保 | 原則として不要です。 |
| 信用保証・保証料率 | 保証機関の定めるところによります。1.2%の1段階保証料になります。前月実績による月末残高に応じた月取後払いとなります。 |
| 取扱期間 | 取扱金融機関により平成22年3月31日までに融資実行された案件が対象となります。 |

※利率等の融資条件は変更になる場合があります。

◆詳しくは、東京都産業労働局ホームページ「東京都新保証付融資制度」をご覧下さい。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/kinyu/yuushi/chiiki.htm>

東京都の制度融資とは

◆お問い合わせ先 東京都産業労働局金融部金融課 TEL：03(5320)4877